

申 立 書

下記の毒物劇物取扱責任者を設置するにあたっては、毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第2項の規定による措置を講ずる必要はありません。

下記の毒物劇物取扱責任者を設置する際に、毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第2項の規定による措置の内容

- ・ 毒物劇物取扱責任者の障害
 視覚 聴覚 音声機能 言語機能

- ・ 措置内容

[]

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

記

毒物劇物取扱責任者住所

毒物劇物取扱責任者氏名

（あて先）京 都 市 長